

孺恋村 6 次産業化事業補助金交付要綱

平成25年 9 月27日

告示第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、孺恋村内で農林水産業を営む経営体が6次産業化を目指し、自身の生産する1次産品を活用した本村の農林水産物等の付加価値の向上に資する商品の加工・販売を行うための機器等の導入又は施設の整備等に係る費用に対して、予算の範囲内において費用の一部を補助することについて、孺恋村補助金等に関する規則（平成8年孺恋村規則第8号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 補助の対象となる6次産業化事業とは、孺恋村内で農林水産業を営む個人又は団体等（以下「農業者等」という。）が行う次の各号に掲げる要件を全て満たす事業をいう。

- (1) 農業者等が、1次産業としての農林水産業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、孺恋村の地域資源を活用した、地域活性化や魅力の発信に資する付加価値を生み出すための取組であること。
- (2) 2次産業として製造業においては、自身の生産した孺恋産の農林水産物等を利用し、農業者等自らが加工品の製造を行うこと。また、補助事業終了後も、孺恋産の農林水産物等を原材料として加工品の製造を継続することが確実であると見込まれること。
- (3) 3次産業としての小売業等においては、製造した加工品について、農業者等自らが販売を行うこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、村内に住民登録をしている個人又は法人登録をしている次の各号に掲げる団体等とする。ただし、過去に同一の1次産品を活用した同一の加工産物を商品化するに当たっての加工又は販売に係る機械や設備を整備するために当該補助金を受けた個人又は団体等を除く。

- (1) 村内で農業を営んでいる個人
- (2) 村内に所在を置く農地所有適格法人
- (3) 村内に所在を置く集落営農組織等の地域営農団体
- (4) 村内に所在を置く2戸以上で構成する農林水産加工グループ
- (5) その他村長が認める者

2 補助金の交付対象となる団体等については、次の各号に掲げる要件を全て満たすものと

する。

(1) 代表者が明らかであり、当該団体の設置の趣旨及び活動の目的が定められた定款、規約又は会則等を備えていること。

(2) 予算及び決算を管理していること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象経費は、機械器具・施設改修費・宣伝等に要する費用とする。

(2) 補助金の額は対象経費の2分の1（千円未満の端数は切捨て）とし、上限額500,000円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、村長に申請しなければならない。

(1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し

(2) 設置（購入）機種等のカタログの写し

(3) 6次産業化計画書（様式第2号）

(4) 改修工事等見積書・図面の写し

(5) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 村長は、前条に規定する交付申請があったときは、速やかに書類の審査を行い、交付の可否を決定し、決定通知書（様式第3号）によって申請者に通知する。ただし、村税等に未納がある場合は、交付を行うことができない。

2 補助金の交付は予算の範囲内で行うものとする。

(補助事業の変更又は中止申請)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定後、補助事業の内容に著しい変更が生じたとき、事業費の3割を超える変更が生じたとき、又は補助事業を中止するときは、速やかに承認申請書（様式第4号）及び関係書類を村長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助事業の変更交付決定)

第8条 村長は、前条の規定により変更又は中止申請があったときは、速やかに書類等の審査を行い、様式第3号によって交付決定者に通知する。

(実績報告及び補助金の請求)

第9条 交付決定者は、補助事業に係る機器の設置工事又は納品、施設の整備等が完了し、6次産業化事業の実績が確定した後、速やかに完了届(様式第5号)及び補助金交付請求書(様式第6号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 設置工事等の前後の状況を明らかにする写真又は、使用前の納品確認写真
- (2) 契約書、引渡書又は納品書、請求書及び領収書の写し
- (3) 6次産業化実績書(様式第7号)
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第10条 村長は、前条の規定により、完了届及び補助金交付請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定した後、確定通知書(様式第8号)によって交付決定者に通知する。

2 村長は、前条の規定による実績報告書等の提出を受け、事業の完了を確認した後、速やかに補助金を交付する。

(調査)

第11条 村長は必要があると認めるときは、設置工事等についてその内容を調査できるものとする。

(補助金の取消及び返還)

第12条 村長は、補助対象者が次の各号にいずれかに該当したときは、補助金の交付を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付申請及び完了届において、虚偽の事実が認められた場合
- (2) 婦恋村補助金等に関する規則及び本要綱に違反した場合
- (3) その他補助事業の施行について、不正な行為があった場合

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則(平成27年告示第45号)

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

附則(平成28年告示第32号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附則(平成30年告示第73号)

この告示は、平成30年9月1日から施行する。

附則(令和2年告示第37号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和8年告示第50号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の孺恋村6次産業化等促進支援事業補助金交付要綱の規定は令和8年4月1日から適用する。